スマート農業推進モデル事業費補助金実施要領

第１　趣旨

農業従事者の高齢化に伴い、栽培技術の伝承が困難となり、担い手不足、生産性の低下が懸念されている。このため、スマート農業の導入を支援することで、農作業の省力化・労力軽減や農産物の高品質化による収益性の向上等、農業者の経営基盤の強化を図る。

第２　補助事業者

補助事業者は、次に掲げるものとする。

（１）岡山市内管轄の認定農業者、認定新規就農者及び農事組合法人

（２）岡山市内の地域計画に「農業を担う者」として登録された者

第３　事業内容等

本事業の事業種目は次のとおりとし、補助対象、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

（１）スマート農業活用による農作業省力化等事業

農業技術の向上や生産の効率化に資するＩＣＴ機器及びロボット技術の導入を支援する。

第４　事業の申請手続き

１　事業計画書の承認等

（１）補助事業者は、事業計画書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（２）市長は（１）により提出された事業計画書を審査し、適当であると認められる場合には、これを承認するものとする。

２　事業計画の変更

補助事業者は、事業計画を変更しようとするときは、１に準じて変更計画書（様式第１号）を提出し、市長の承認を受けるものとする。

３　事業実績等の報告

補助事業者は、事業が完了したときは、事業報告書（様式第１号）を作成し、すみやかに市長へ提出するものとする。

第５　事業効果報告

補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年の翌年から起算して３年を経過するまでの間、補助事業効果報告書（様式第２号）により、各年度における事業の効果を市長に報告するものとする。

第６　財産の処分の制限

補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は、前項に規定する財産について、その処分制限期間（原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵大臣奨励第１５号）に定める期間をいう。）内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第３関係）

事業種目	補助対象	補助率	限度額
スマート農業活用による農作業省力化等事業	農林水産省が定める「スマート農業技術カタログ」に記載があるもの	1/4以内	200,000円